

年金 だより

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例 国民年金保険料の免除について

お問合せ先
市民課 国民年金係
☎973-5498
コザ年金事務所
☎933-2267

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の減少が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより国民年金保険料免除・猶予申請が可能となりました。

対象となる方

以下の2点を満たした方が対象となります。

- 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
- 令和2年2月以降の所得などの状況からみて、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること。

対象期間

令和2年度2月分以降の
国民年金保険料

申請の受付開始日

令和2年5月1日

手続き方法

申請先

申請書を必要な書類とともに、うるま市役所市民課国民年金係もしくは、コザ年金事務所へご提出ください。

申請に必要な書類

- 学生以外の方は、以下の2つの書類を提出してください。
 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 2. 所得の申立書
- 学生の方は、以下の3つの書類を提出してください。
 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書
 2. 所得の申立書
 3. 学生証のコピー

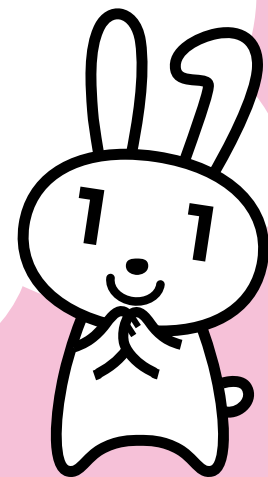


申請時の注意事項

- 令和2年2月から、さかのぼって申請する場合、「令和元年度分」「令和2年度分」の2枚の申請書が必要となります（ただし「同時」に申請される場合は、「所得の申立書」については1枚で申請が可能です）。
- 免除等の判定においては、「世帯主」及び「配偶者」も審査の対象となります（納付猶予の場合は配偶者のみ）。
また、申請者本人だけでなく、世帯主や配偶者も対象と思われる場合は、同様に、申請ができます。
- 記入の誤りや、添付の書類に不備などがあった場合、日本年金機構より申請書類がお返しとなるなど、審査については時間を要します。
- 申請書類などは、日本年金機構のホームページから「様式」をダウンロードできますが、うるま市市民課窓口やコザ年金事務所の窓口でも直接お求めできます。

「マイナポイント」 とは？

「マイナポイント」とは、「マイナンバーカード」を取得した上で一定の手続きを行った人に付与されるポイントのこと。
好きなキャッシュレス決済サービスを選んでチャージまたは買い物をする、1人あたり上限5,000ポイントをもらうことができます（付与率25%）。



⚠ 実施期間は、2020年9月から2021年3月までの7か月間です。

最大で1人**5,000**円相当のポイントを付与 付与率は**25%**!

「マイナポイント」を受け取るには、「マイナンバーカード」を使い『マイナポイントの予約』をする必要があります。その後、好きなキャッシュレス決済サービスを1つ選択して申込みを行っていただくこととなります。『マイナポイントの予約』は今すぐ、『マイナポイントの申込み』は2020年7月以降、順次行うことができます。ポイントがもらえるのは2020年9月以降です。チャージまたは買い物をした際に、その金額に対し25%の「マイナポイント」が付与されるという仕組みです。

※「マイナポイント」を取得するためには、「マイナンバーカード」・「利用者証明用パスワード（数字4桁）」が必要です。



STEP
1
取得

マイナンバーカードを
持っていない方

マイナンバーカードを
取得しましょう!

STEP
2
予約

マイナンバーカードは持っているが
マイナポイントを
予約していない方

マイナポイントを
予約しましょう!

STEP
3
申込

マイナンバーカード取得し、
マイナポイントを
予約済みの方

マイナポイントを
申し込んで取得しましょう!

※マイナポイントの申込みは7月以降順次可能です。
また、ポイントがもらえるのは9月以降となります。

スマートフォンで
かんたん設定!



マイナポイントアプリ

ダウンロード
ページは
こちらから!



マイナンバーコールセンター
マイナポイント制度について
マイナンバーカード交付・申請について

☎0120-95-0178 (5番)
情報課 ☎973-5204
市民課 ☎989-5410